

特別会計改革について
(参考資料)

平成25年5月7日

目次

・特別会計の統廃合に関するこれまでの取組み	1
・特別会計の歳出(平成25年度予算)	2
・特別会計の剰余金等の活用状況	3
・凍結中の「特別会計改革の基本方針」のポイント	4
・凍結中の「特別会計改革の基本方針」に基づく会計・勘定の統廃合	5
・凍結中の「特別会計改革の基本方針」に基づく法制化の状況	6
・特会改革法案の概要	7
--社会資本整備事業特別会計の廃止	8
--食に関する特別会計の再編	9
--国債整理基金特別会計の改正	10
--外国為替資金特別会計の改正	11
--交付税及び譲与税配付金特別会計の勘定廃止	12
--年金特別会計の勘定統合	13
・独立行政法人への移管等が課題となっている特別会計(勘定)	14

特別会計の統廃合に関するこれまでの取組み

平成19年3月に成立した特別会計に関する法律(特会法)に基づき、5年間をかけて特別会計の統廃合を進め、平成18年度の31会計から、平成23年度までに17会計とした。

※ その後、平成24年度に、時限的な特別会計である「東日本大震災復興特別会計」を新設

特別会計 (18年度)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	特別会計 (18年度)	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
道路整備	→	社会資本 整備事業				食糧管理	食料 安定供給				
治水	→					農業経営基盤強化措置					
港湾整備	→					自動車損害賠償保障事業	自動車 安全				
空港整備	→					自動車検査登録					
都市開発資金融通	→					特許					
厚生保険	年金					国立高度専門医療センター				独法化	
国民年金						登記					一般会計化
船員保険	→					特定国有財産整備					一般会計化
労働保険	→			労働保険	→	電源開発促進対策	エネルギー 対策				
農業共済再保険	→					石油及びエネルギー需給 構造高度化対策					
漁船再保険及び漁業共 済保険	→					産業投資	財政 投融资				
地震再保険	→					財政融資資金					
森林保険	→					国債整理基金					
貿易再保険	→					外国為替資金					
国有林野事業	→					交付税及び譲与税配付金					
国営土地改良事業	→	一般会計化									
						31	28	21	21	18	17

特別会計の歳出(平成25年度予算)

- 特別会計の歳出総額は386.6兆円、会計間のやりとり等を除いた歳出純計額は185.4兆円。
- 歳出純計額の大半は国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等、財政融資資金への繰入れ(財投債による資金調達等)。それらを除くと、12.0兆円。
- ここから、東日本大震災からの復興という特殊な要因である復興経費(3.8兆円)を除くと、8.2兆円。

特別会計の歳出総額 386.6兆円

※一般会計から特別会計への繰入額は55.0兆円(国債整理基金特会22.2兆円、交付税特会16.4兆円、年金特会11.8兆円など)

純計額 185.4兆円

会計間のやりとり
89.1兆円

国債の借換え
112.2兆円

財政融資 資金への 繰入れ 11.6兆円	地方交付税 交付金等 20.0兆円	社会保障 給付費 57.8兆円	国債償還費等 84.0兆円
-------------------------------	-------------------------	-----------------------	------------------

8.2
兆円

- 国債の償還や利子の支払いに必要な費用
- 年金や健康保険給付費など、法律に基づく社会保障給付そのものにかかる費用
- 地方財政対策(うち、震災復興特別交付税 0.6兆円)
- 財投貸付の原資として、財投債の発行により調達した資金等の繰入れ
- 復興経費 3.8兆円

歳出純計額から国債償還費・社会保障給付費等を除いた額の推移

(単位:兆円)

17年度	...	22年度	23年度	24年度	25年度 <small>(注)</small>
17.2	...	9.3	8.8	11.6 [8.4]	12.0 [8.2]

(注)24・25年度の下段は、復興経費を除いた額。

特別会計の剰余金等の活用状況

年度	特会法等に基づく活用	その他特例法に基づく活用
平成18	13.8兆円： 財政融資資金特会(12兆円) ※国債整理基金特会への繰入れ 外国為替資金特会(1兆6,220億円) 等	—
平成19	1.8兆円： 外国為替資金特会(1兆6,290億円) 産業投資特会(794億円) 等	—
平成20	9.1兆円： 財政投融资特会(7兆2,116億円) ※うち7兆1,600億円は、国債整理基金特会への繰入れ(特会法施行令の改正の伴う措置) 外国為替資金特会(1兆8,000億円) 等	4.2兆円： 財政投融资特会(4兆1,580億円)
平成21	2.5兆円： 外国為替資金特会(2兆4,000億円) 貿易再保険特会(492億円) 等	7.3兆円： 財政投融资特会(7兆3,350億円)
平成22	2.7兆円： 外国為替資金特会(2兆5,007億円) 社会資本整備事業特会(1,148億円) 等	5.1兆円： 財政投融资特会(4兆7,541億円) 外国為替資金特会(3,500億円) 等
平成23	2.9兆円： 外国為替資金特会(2兆7,023億円) 財政投融资特会(1,702億円) 等	1.3兆円： 財政投融资特会(1兆588億円) 外国為替資金特会(2,309億円)
平成24	2.0兆円： 外国為替資金特会(1兆9,725億円) 食料安定供給特会(230億円) 等	1.0兆円： 財政投融资特会(9,967億円) ※国債整理基金特会への繰入れ(復興債の償還財源)
平成25	2.0兆円： 外国為替資金特会(1兆9,286億円) 食料安定供給特会(266億円) 等	0.7兆円： 財政投融资特会(6,967億円) ※国債整理基金特会への繰入れ(復興債の償還財源)

- (注) ・上記において繰入先が明記されていないものは、一般会計への繰入れ
 ・平成18年度(特会法制定前)は、特会法の規定と同様の措置に基づく活用
 ・平成24年度は補正後予算ベース、平成25年度は政府案ベース

凍結中の「特別会計改革の基本方針」のポイント

(平成24年1月24日閣議決定 → 「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)により当面凍結)

- 社会経済情勢等の変化を踏まえて区分経理の必要性につき絶えず見直し、検証。
- 事業の目的が達成された場合などは、当該会計・勘定を廃止し一般会計に統合。恒久的な税收等は一般会計に計上し、国全体の財政状況の総覧性を高める。
- こうした基本的考え方の下、震災からの復興・日本再生という新たな観点も踏まえつつ、以下の方針に基づいて各特別会計の改革を着実かつ積極的に進める。
 - － 特別会計における事務・事業の実施に当たっては、引き続き徹底した無駄の排除に取り組む。
 - － 経済社会情勢の変化を踏まえ、対象事業の範囲や内容を柔軟に見直し、国民のニーズに合った予算の編成を行う。
 - － 各特別会計の決算上の剰余金について、積み立てる等の必要がない金額は毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計の歳入に繰り入れる。
 - － 積立金については、真に必要な規模・水準について再検討を行うとともに、その必要性、積立基準等について、適切な情報開示を行う。
 - － 事務・事業の内容や会計制度について一層の情報開示を行うことにより、透明性の向上を図る。

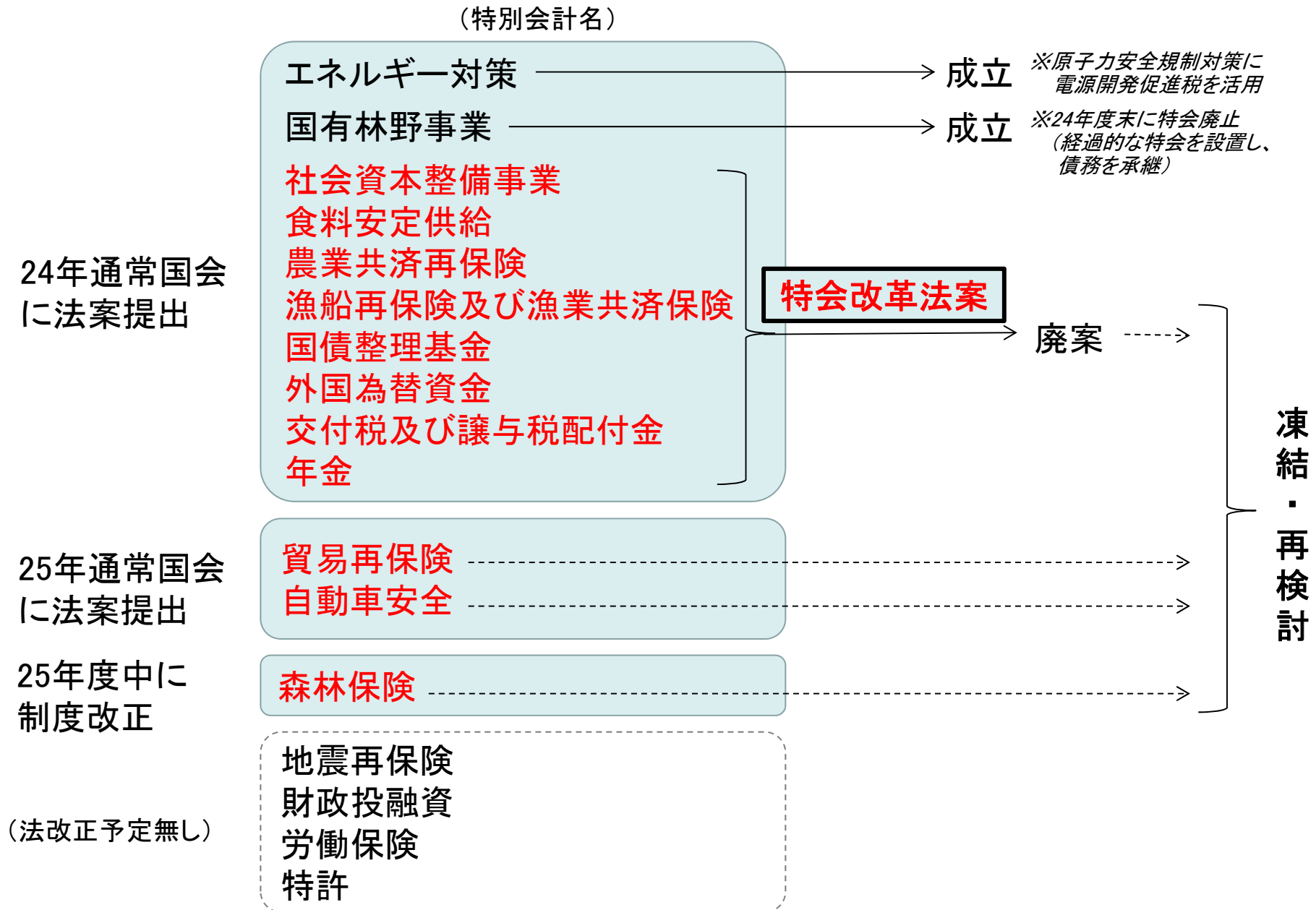
(⇒ 各特別会計ごとの改革案とその工程を明記。)

凍結中の「特別会計改革の基本方針」に基づく会計・勘定の統廃合

(東日本大震災復興特別会計を除く)

<p>①交付税及び譲与税配付金特別会計</p> <p>交付税及び譲与税配付金勘定</p> <p>交通安全対策特別交付金勘定 → 一般会計化</p>	<p>⑧年金特別会計</p> <p>基礎年金勘定</p> <p>国民年金勘定</p> <p>厚生年金勘定</p> <p>福祉年金勘定 → 国民年金勘定に統合</p> <p>健康勘定</p> <p>子どものための金銭の給付勘定</p> <p>業務勘定</p>	<p>⑪森林保険特別会計 → 国以外の移管先検討</p> <p>⑫国有林野事業特別会計 → 国有林野事業債務管理特別会計[経過特会]</p> <p>⑬漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 → ⑨に統合</p> <table border="1" data-bbox="1512 523 2072 667"> <tr> <td>漁船普通保険勘定</td> <td>→ 統合</td> </tr> <tr> <td>漁船特殊保険勘定</td> <td>→ (漁船再保険勘定)</td> </tr> <tr> <td>漁船乗組員給与保険勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業共済保険勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務勘定</td> <td>→ ⑨の業務勘定に統合</td> </tr> </table>	漁船普通保険勘定	→ 統合	漁船特殊保険勘定	→ (漁船再保険勘定)	漁船乗組員給与保険勘定		漁業共済保険勘定		業務勘定	→ ⑨の業務勘定に統合
漁船普通保険勘定	→ 統合											
漁船特殊保険勘定	→ (漁船再保険勘定)											
漁船乗組員給与保険勘定												
漁業共済保険勘定												
業務勘定	→ ⑨の業務勘定に統合											
<p>②地震再保険特別会計</p>	<p>⑨食料安定供給特別会計 (⑩⑬と統合)</p> <p>農業経営基盤強化勘定 → 一般会計化</p> <p>農業経営安定勘定</p> <p>米管理勘定 } 統合</p> <p>麦管理勘定 } (食糧管理勘定)</p> <p>調整勘定 }</p> <p>業務勘定 (⑩⑬の業務勘定と統合)</p> <p>国営土地改良事業勘定 [経過勘定]</p>	<p>⑭貿易再保険特別会計 → 独法改革の結果である新法人に移管</p> <p>⑮特許特別会計</p>										
<p>③国債整理基金特別会計</p>	<p>⑩農業共済再保険特別会計 → ⑨に統合</p> <p>再保険金支払基金勘定 → 廃止</p> <p>農業勘定 } 統合</p> <p>家畜勘定 } (農業共済再保険勘定)</p> <p>果樹勘定 }</p> <p>園芸施設勘定 }</p> <p>業務勘定 → ⑨の業務勘定に統合</p>	<p>⑯社会資本整備事業特別会計 → 廃止</p> <table border="1" data-bbox="1512 1023 2072 1267"> <tr> <td>治水勘定</td> <td rowspan="5">} 一般会計化</td> </tr> <tr> <td>道路整備勘定</td> </tr> <tr> <td>港湾勘定</td> </tr> <tr> <td>空港整備勘定</td> <td>→ ⑰へ[経過勘定]</td> </tr> <tr> <td>業務勘定</td> </tr> </table>	治水勘定	} 一般会計化	道路整備勘定	港湾勘定	空港整備勘定	→ ⑰へ[経過勘定]	業務勘定			
治水勘定	} 一般会計化											
道路整備勘定												
港湾勘定												
空港整備勘定		→ ⑰へ[経過勘定]										
業務勘定												
<p>④財政投融资特別会計</p> <p>財政融資資金勘定</p> <p>投資勘定</p> <p>特定国有財産整備勘定 [経過勘定]</p>	<p>⑤外国為替資金特別会計</p> <p>⑥エネルギー対策特別会計</p> <p>エネルギー需給勘定</p> <p>電源開発促進勘定</p> <p>原子力損害賠償支援勘定</p>	<p>⑰自動車安全特別会計</p> <p>保障勘定</p> <p>自動車事故対策勘定 [経過勘定]</p> <p>自動車検査登録勘定 → 独法改革の結果である新法人設立に合わせて廃止</p>										
<p>⑦労働保険特別会計</p> <p>労災勘定</p> <p>雇用勘定</p> <p>徴収勘定</p>	<p>特別会計数 17 → 11 (※経過的な会計を含むと12)</p> <p>勘定数 51 → 26 (※経過的な勘定を含むと31)</p>											

凍結中の「特別会計改革の基本方針」に基づく法制化の状況



特会改革法案の概要(24年通常国会に提出→廃案)

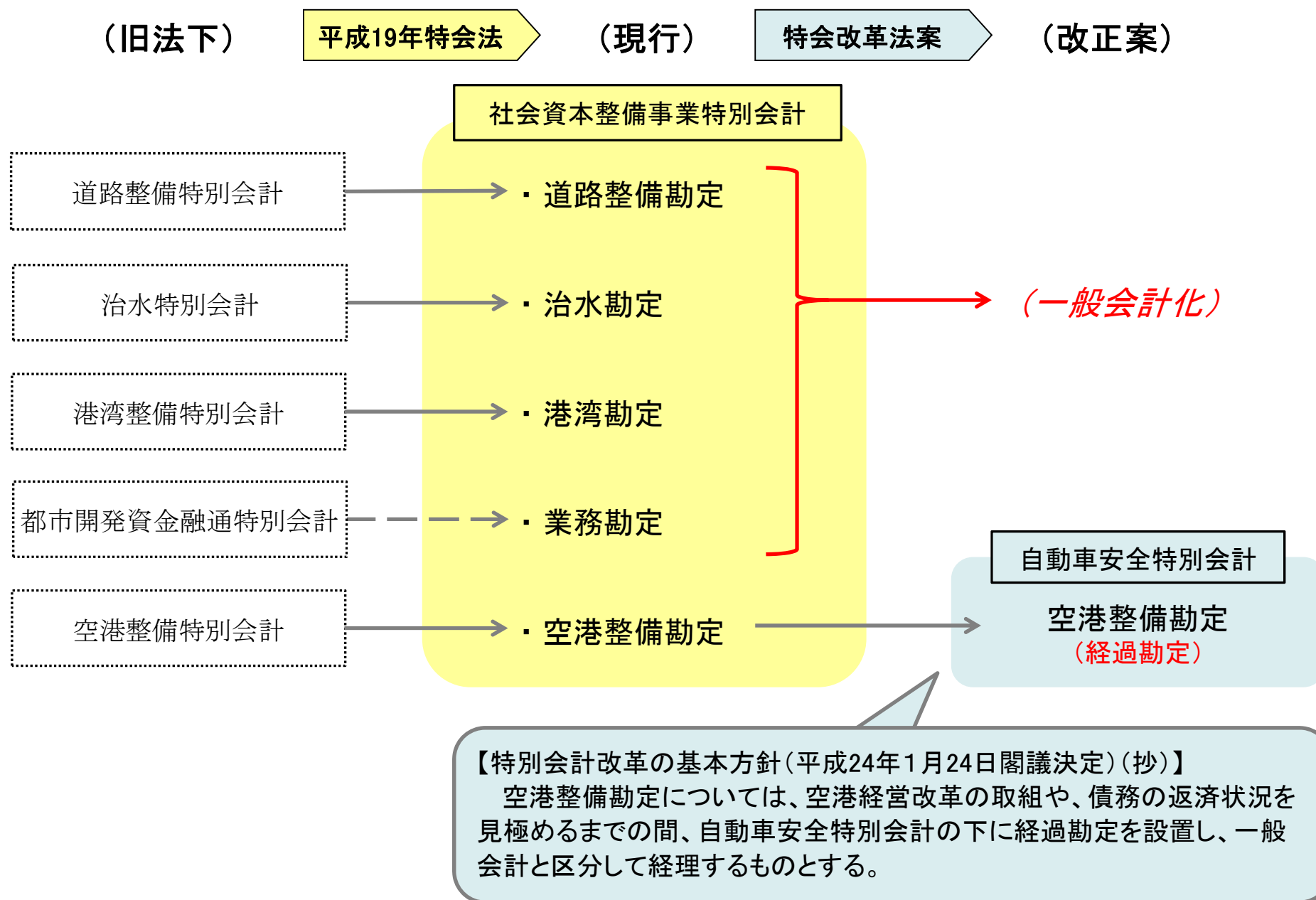
1. 基本理念規定(新設)

- 区分経理の必要性を不断に見直し、必要性がない場合は一般会計へ統合。
- 租税収入は一般会計に計上し、国全体の財政状況の総覧性を向上。
- 経済社会情勢の変化に対応して効果的・効率的に事務・事業を実施。
- 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金を適切に処理。
- 財務に関する情報を広く国民に公開。

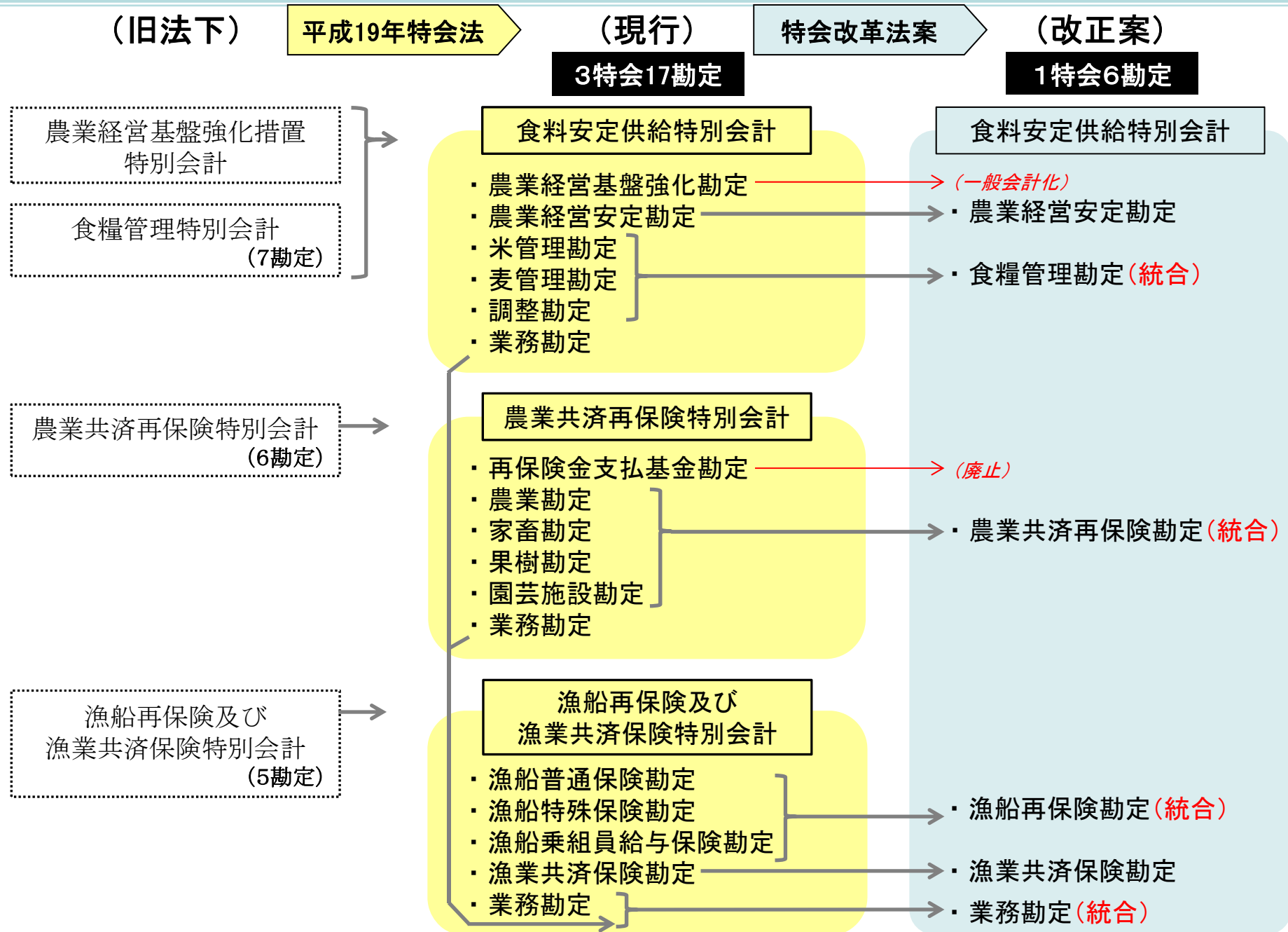
2. 各特別会計の見直し

- ① 社会資本整備事業 ⇒ 廃止 (空港整備勘定は経過勘定として自動車安全特別会計に統合)
 - ② 食料安定供給
 - ③ 農業共済再保険
 - ④ 漁船再保険及び漁業共済保険
- } 統合 (勘定も統合してスリム化)
- ⑤ 国債整理基金 ⇒ 前倒債発行収入金の翌年度歳入化、事務費の一般会計への移管
 - ⑥ 外国為替資金 ⇒ 運用効率の向上、積立金制度の見直し
 - ⑦ 交付税及び譲与税配付金 ⇒ 交通安全対策特別交付金勘定の廃止
 - ⑧ 年金 ⇒ 国民年金勘定・福祉年金勘定の統合

特会改革法案(廃案)の内容①: 社会資本整備事業特別会計の廃止



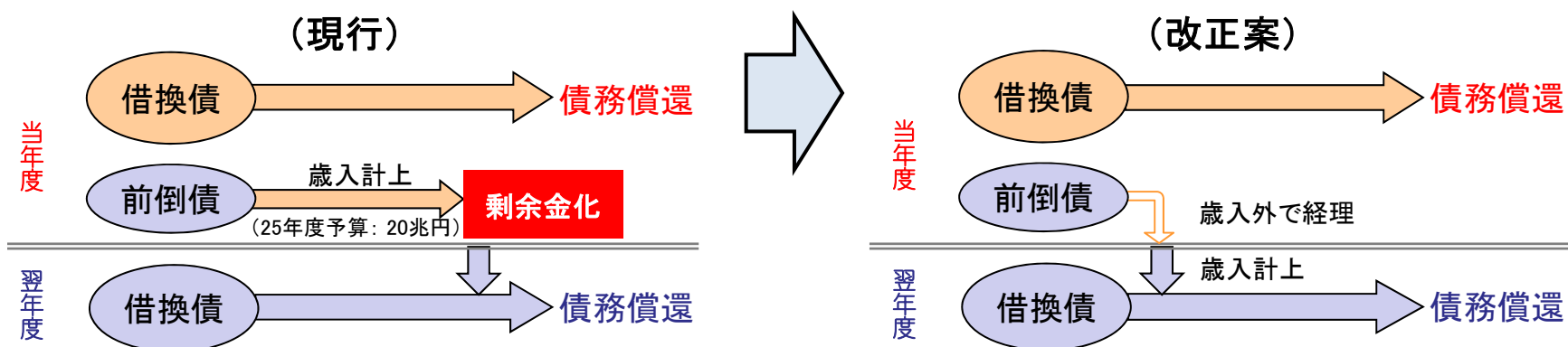
特会改革法案(廃案)の内容②～④：食に関する特別会計の再編



特会改革法案(廃案)の内容⑤: 国債整理基金特別会計の改正

1. 前倒債発行収入金の翌年度歳入化

前倒債発行収入金は、発行年度においては国債整理基金特別会計の歳入外で経理し、翌年度の歳入に組み入れるものとする



2. 事務費の一般会計への移管

(25年度予算: 9.4億円)

【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)(抄)】

国債整理基金特別会計については、基金残高について、オペレーショナルリスクの観点も踏まえつつ、国債の早期償還(平成24年度において3兆円程度の買入消却による繰り上げ償還)に活用するとともに、その性質及び水準に関する適切な説明・情報開示を行うなど所要の措置を講じるものとする。また、平成25年度より、事務費を一般会計へ移管するほか、特別会計に関する法律第47条に規定する借換国債(前倒債)の発行収入金についての会計上の整理を行うこととし、平成24年度の通常国会に法案を提出するものとする。

特会改革法案(廃案)の内容⑥: 外国為替資金特別会計の改正

1. 運用効率の向上

(現行)

債券貸付等の相手方は、銀行に限定
(証券会社に債券を直接貸し付けることができない)
現物決済でない通貨スワップ取引等ができない
(外貨資金調達やリスクヘッジの手段が制約されることに)

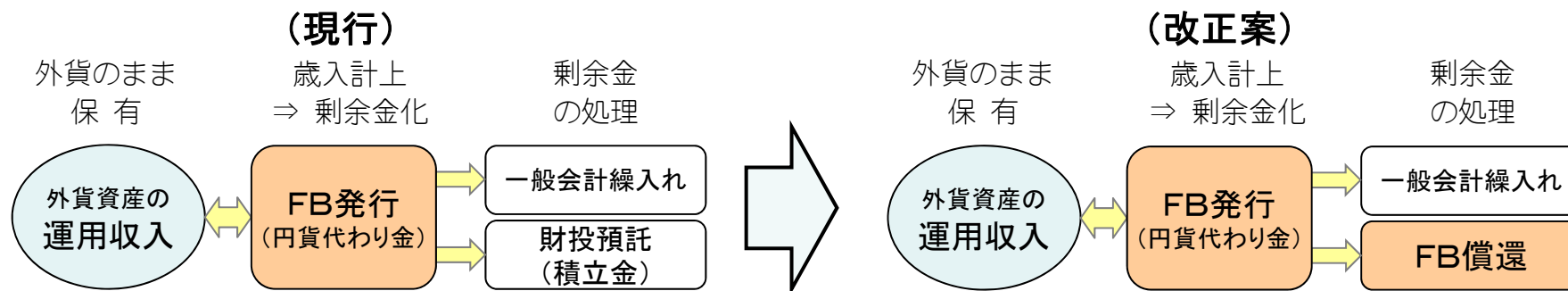


(改正案)

証券会社との取引を可能に
差金決済型の通貨スワップ取引等を可能に

2. 積立金制度の見直し

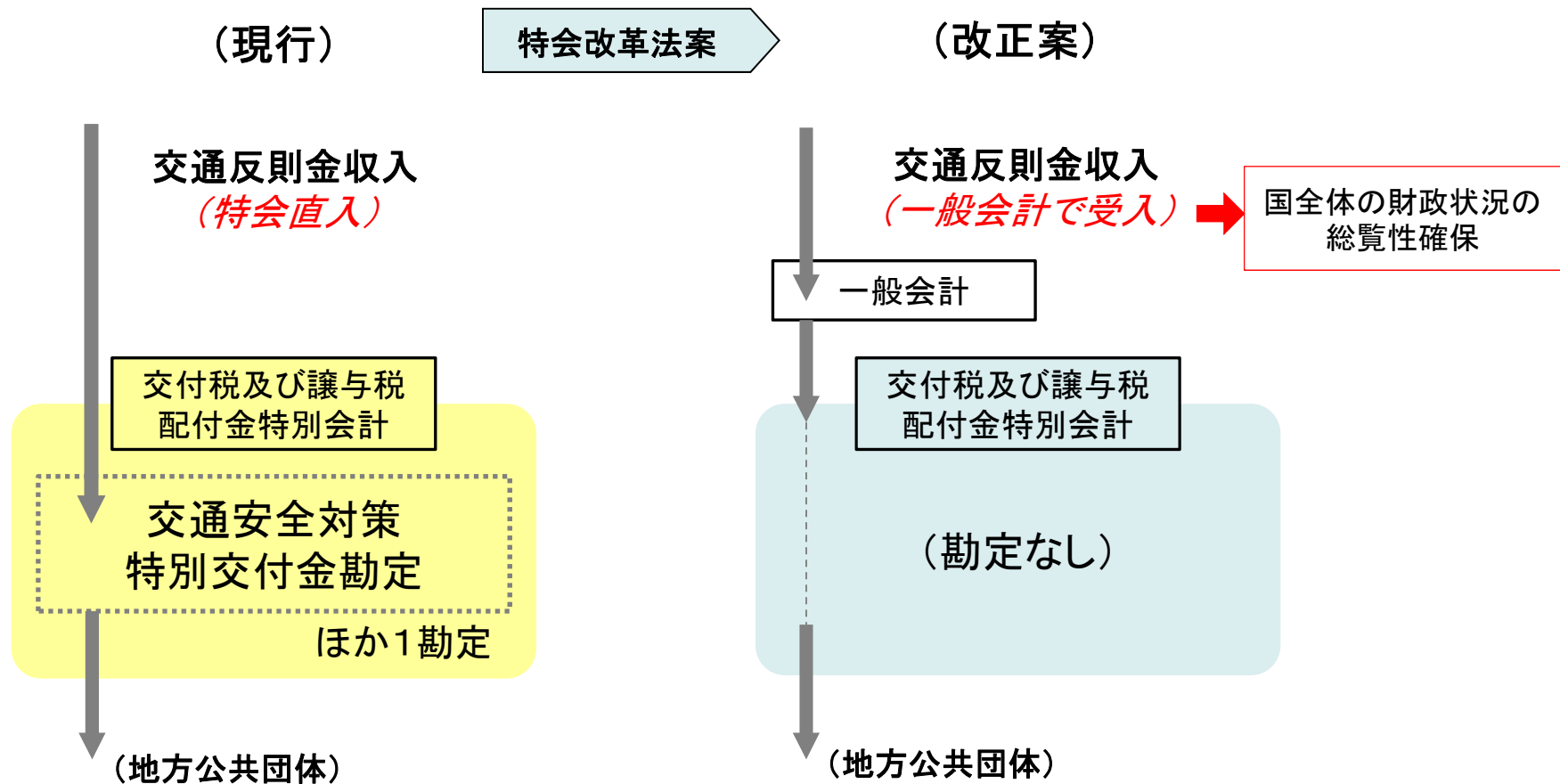
特会剰余金(運用収入)をFB償還に充てられるようにする(現行の財投預託(積立金)は廃止)



【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)(抄)】

外国為替資金特別会計については、平成25年度より、繰替使用ではなく財投預託金(資産計上)を減額し、それにより政府短期証券(負債計上)を償還することを通じた資産・債務残高の縮減、また、外為特会に留保する剰余金相当額について、円貨資産として保有し続けなくて済む等の対応を図るものとし、平成24年度の通常国会に法案を提出するものとする。

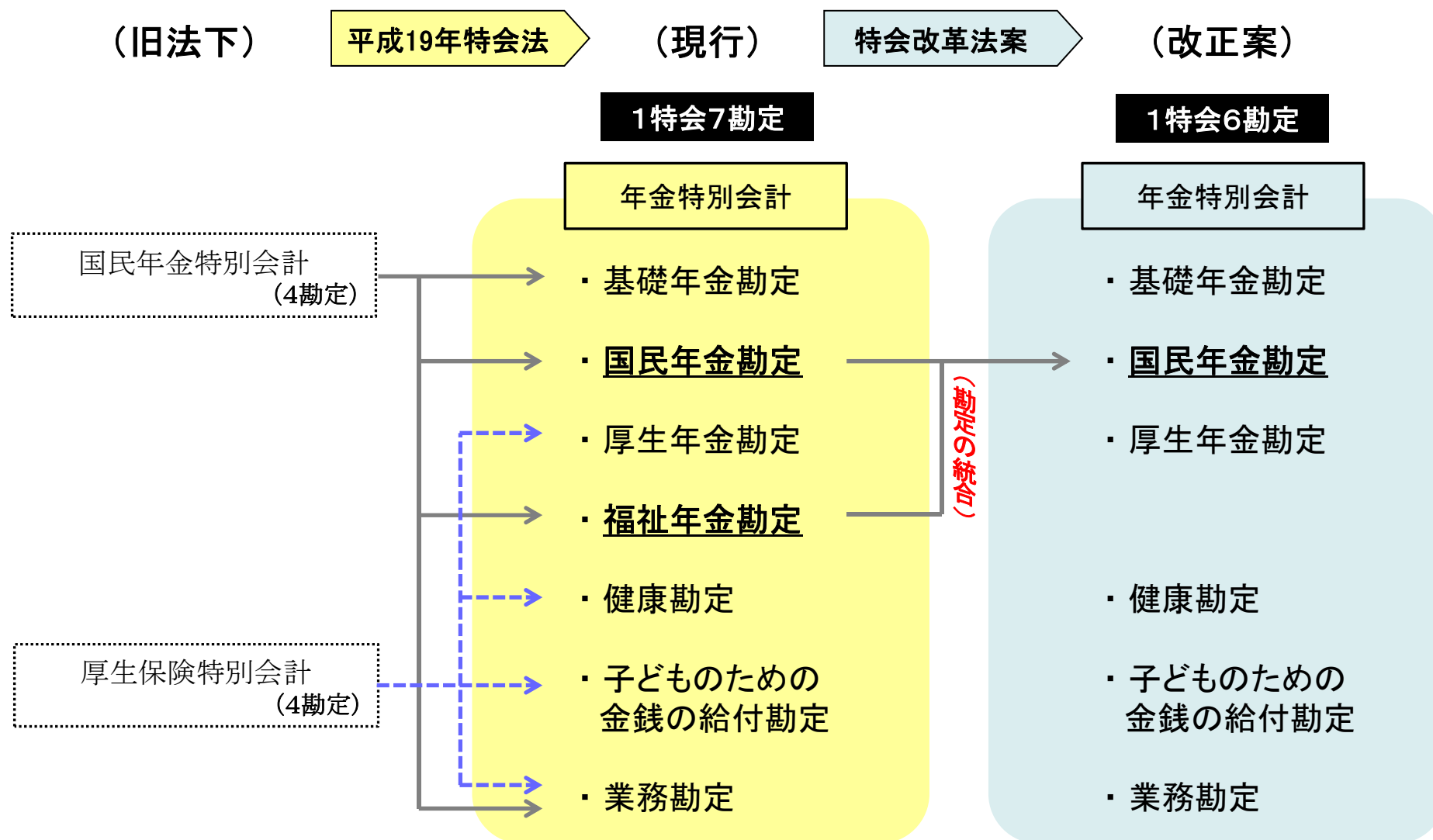
特会改革法案(廃案)の内容⑦: 交付税及び譲与税配付金特別会計の勘定廃止



【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)(抄)】

交通安全対策特別交付金勘定は、平成24年度末において廃止するものとする。反則金収入は一般会計に受け入れた上で交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、適切に資金を配分するものとする。これらを内容とする法案を平成24年の通常国会に提出するものとする。

特会改革法案(廃案)の内容⑧：年金特別会計の勘定統合



(参考)「福祉年金勘定」では、老齢福祉年金および特別障害給付金の給付を經理(25年度：81.4億円)

※ 老齢福祉年金：昭和36年の国民年金制度施行時において既に高齢(50歳以上)を対象とする給付。

※ 特別障害給付金：国民年金が任意加入とされていた期間に被用者の被扶養配偶者や学生であった者のうち、任意加入をしていなかった者であって、任意加入期間内に初診日がある障害者を対象とする給付。

独立行政法人への移管等が課題となっている特別会計(勘定)

【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)(抄)】

貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険(NEXI)に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。

自動車安全特別会計のうち自動車検査登録勘定については、自動車検査・登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成27年度末までに廃止し、一般会計に統合するものとする。自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる業務の効率化を含めた新法人設立後の制度の在り方について平成24年度中に検討し、平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。

森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改正を平成25年度中に行うものとする。